

# 横浜無限太極会規約

(名称)

第1条 本会は横浜無限太極会と称する。

(目的)

第2条 本会は太極拳を通じ、会員相互の親睦と健康の向上を図ることを目的とする。  
さらに、ボランティアでの普及活動を行う。

(会員)

第3条 会員は本会の趣旨に賛同し入会した者とする。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

会計他 3名以内

役員は総会において選出する。

任期は2年とし、再任を妨げない。

(住所)

第5条 本会の住所は会長の自宅の住所とする。

(運営)

第6条 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は年1回、臨時総会は必要の都度開催する。

総会は会員の3分の2の出席をもって成立し、議決は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

役員会は総会に提出すべき事項、その他本会の運営上必要な事項を審議する。

(会費)

第7条 本会運営のため、会員は会費として一か月5,000円を納入する。

但し、必要な事項が生じた場合は臨時会費を徴収する。

会員は月単位で休会することができ、その期間中は会費を免除する。

(規約改正)

第8条 本規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則 この規約は平成12年9月13日から施行する。

この規約は平成17年4月11日から施行する。

この規約は平成24年4月11日から施行する。

この規約は平成25年7月31日から施行する。

この規約は平成29年2月15日から施行する。

この規約は令和3年9月29日から施行する。